

保護者の皆様へ

臨時休園期間中の保育料等について

前略

長引く緊急事態と臨時休園に、子どもたちや保護者の皆様には大変なご負担をおかけしております。一日も早い解除と平常保育の開始を願うばかりの毎日ですが、5月20日より週一回ですが、学年別登園を開始いたします。既報の通り、6月にかけて感染予防を優先に、少しずつですが平常に戻していく体制を作っていく計画です。

さて、以前のメールで臨時休園期間中の保育料等のご負担について、簡略にご説明いたしましたが、改めて本書面にて保護者の皆様へご説明をさせていただきます。

今回の非常事態の中で何か月も保育を受ける事が出来ないのに、なぜ保育料を負担しなければならないのか、疑問を持たれるのは自然な感情かと思えます。私共も大変心苦しく思っております。しかしながら、幼稚園から大学に至るまでの学校教育に係る費用については、一般企業や学習塾、休業していない福祉施設の保育所と異なり、文部科学省の示す基準に従って私共も判断をしております。

文部科学省の示す学校の授業料については、本来「授業料は、授業の受講や単位の認定、施設の使用など学校における教育に関わる役務（業務）提供に対する対価であり、単に授業日数に応じてではなく、一定期間に行われる教育役務の提供に必要な費用の一部として学校設置者が定め、生徒に対して負担を求めているもの」であり、「授業料は、こうした役務提供を含め、学校教育の教育活動に必要な費用を総合して定められているものであり、その徴収については、半期、四半期、月毎などで行われているもの」と規定されています。
(令和2年4月15日 文部科学省 初等中等局 事務連絡 44 ページより)

この規定は、長年取られている国の方針の確認文書で、木の実幼稚園の保育料も同じ方針の下「幼稚園園則」に保育料は年間費用の月ごとの分割払いと規定されており、この園則は大阪府教育庁の認可を得ているものです。

幼稚園の保育料についても、「一般論としては、臨時休業期間中においても、幼稚園教諭・保育教諭といった各職員は教育課程や保育計画の編成、保育環境の準備、各家庭との連絡、園内の消毒・衛生管理体制の強化など、教育・保育の提供に必要な業務に従事していると考えられ、保育料はこうした役務を含め、教育・保育の提供に必要な費用を総合して定められているものであること等を踏まえると、必ずしも臨時休業中の保育料の返還義務が生じるものではない」と規定されています。

(同事務連絡 43 ページ)

地震や洪水等の自然災害と同じく、今回の臨時休園はインフルエンザ等の集団感染による学級閉鎖、学校閉鎖と共通する、やむを得ない事態であり、国や自治体からの休業要請に従った対応は、法的にも契約違反(債務不履行)に該当しないとされています。

しかし、「給食費・通園送迎費等といった、保育料以外の徴収金については、当該徴収金に対応した物品の購入や役務の提供等に係る費用の発生状況を踏まえつつ、臨時休業に伴い当該費用が縮減される場合には、徴収額の減額等を行う事が考えられます。」とも規定されています(同事務連絡 43 ページ)

お役所言葉で大変読みにくい内容かと思いますが、以上の文部科学省の方針に従い、木の実幼稚園として、何か月もご負担をおかけしている事を考慮し、教材費を含めた全ての内容を見直し、以下の通り減額の対応を取ることとしました。(詳細は別表をご覧ください。)

- 1、 毎月の保育料 35000 円の内、本来は給食の食材料費 4000 円を含んだ一体の保育料となっている為、本来文科省の規定では返還の義務はありませんが、既報の通り保育料の一部である 4000 円の食材料費に加え、給食管理・調理会社のハートスフード(株)と交渉の結果、この度固定の年間管理費の一部を減額することとなり、管理費の一部 1000 円を返還します。(4 月分は遡って 5 月に減額分をプラスします。)

結果、保育料本体は合計 5000 円減額します。

- 2、 保育料本体 残額 30000 円の内、25700 円が無償化の対象となる為、25700 円はご負担の必要はありませんが、以前にもお知らせした通り、差額は無償化とは別の上乗せ徴収として、教職員の加配配置を中心とした教育・施設の質の改善費用、給食管理・調理会社との年間管理費用契約等が中心となるもので、前年度のお知らせの通り、木の実幼稚園独自で設定させていただいているものです。

結果、4 月、5 月は差額 4300 円のみ保育料としてご負担をお願いしたく思います。

- 3、 バス協力費は、既報の通り 4 月にバス運転派遣会社 (株) ジャパンリリーフと交渉の結果、4 月、5 月は利用料を 4000 円に減額しております。
- 4、 雑費として徴収しております造形材料費は、一学期分は例年の半額の 500 円とします。
- 5、 昨年度まで雑費で別途徴収しておりました年長組の英語プレイタイム(5 月開始予定)の年間費用 4500 円は、本年度から保育料本体に入れ込み、徴収しません。
- 6、 年長組が昨年度まで使用していました教材絵本(月 430 円×12 か月)につきましても、本年度からより一層、木の実独自のプロジェクト型保育を進めるため、採用しない事としました。年間費用 5160 円の別途徴収はありません。

以上の通り、今回の非常事態に鑑み、可能な限りの保護者負担の減額を決定いたしました。

無償化対象以外の上乗せ経費についても、4 月、5 月はゼロに出来ないかというお声もあるかもしれませんが、本園では、この臨時休園期間中、教職員は休業しておりません。出勤者数を抑えるため、交代勤務、時差出勤やネット会議等で業務を継続し、「出来る事は全部やろう。」と、例えば、対面ではありませんがインスタ動画による保育プログラムの作成、提供をすでに 50 本ほど行い、教材キットの配布なども行っております。また大阪府の要請に基づく預かり保育も毎日行い、可能な限り業務継続し、子どもたちや保護者の方の一助になればと、教職員一同微力ながらではありますが、努力しております。

したがって、例えば一般企業の様な雇用調整給付金の対象(業績の悪化により、事業主が休業手当を支給して従業員を休ませた場合の助成)にはなりませんし、元来幼稚園を含めた学校は、私学とはいえ、公共性の高い施設であり、年間の経常経費の 1/3 を大阪府からの補助金、また昨年秋からの無償化事業によって経費のほとんどが公的補助で担保されていますので、これ以上の助成金は望めないのではないかと思います。

児童福祉施設である認可保育園は、この期間も開所し、利用自粛のお願いによって縮小保育を行っている関係で、利用を自粛した保護者負担金の返金が厚労省で決定されたと聞いておりますが、学校である幼稚園につきましても、今回の保護者負担の一部軽減については、以上の通りまったく別の対応となる事を含め、上記内容を十分熟読の上、何卒ご理解とご協力を賜りたいと思います。

臨時休園と関係企業等との交渉に時間がかかり、直接の書面での通知が遅くなりました事をお詫び申し上げます。改めてこの数か月の臨時休園へのご協力を御礼申し上げ、今後とも、木の実幼稚園を皆様のお力でお支え頂ければ幸いです。

令和 2 年 5 月

理事長・園長 今川 公平

5月分の保育料振替について

令和2年度より保育料振替については年3回の期別振替としておりましたが、新型コロナウイルス対策による臨時休園等、日々の状況の変化に対応するため、第1期の4月から7月分については毎月の口座振替と変更いたします。5月分については下記のとおりです。

5月分保育料等について

口座振替日 5月25日（月）

4月分、5月分保育料35,000円のうち、5,000円を減額いたします。内訳については下記の通りです。

- 保育料本体の31,000円を30,000円に減額いたします。
- 4月分減額差額分の1,000円については、5月分口座振替額より差し引きします。
- 4月分と同様に、給食食材料費の主食費800円 副食費3,200円の計4,000円は全額減額といたします。

バス利用料について

バス利用料5,000円について4月分、5月分については4,000円に減額いたします。

- 4月分減額差額分の1,000円については、5月分口座振替額より差し引きします。

バス登園

保育料の内訳					5月分口座振替の減額分の内訳								5月分口座振替合計
保育料本体	主食費	副食費	保育料額	バス利用料	保育料無償化分	5月分保育料等合計	4月分保育料減額分	5月分保育料減額分	主食費減額分	副食費減額分	4月バス代減額分	5月バス代減額分	
31,000	800	3,200	35,000	5,000	-25,700	14,300	-1,000	-1,000	-800	-3,200	-1,000	-1,000	6,300

自主登園

保育料の内訳					5月分口座振替の減額分の内訳								5月分口座振替合計
保育料本体	主食費	副食費	保育料額	バス利用料	保育料無償化分	5月分保育料等合計	4月分保育料減額分	5月分保育料減額分	主食費減額分	副食費減額分	4月バス代減額分	5月バス代減額分	
31,000	800	3,200	35,000	—	-25,700	9,300	-1,000	-1,000	-800	-3,200	—	—	3,300

※6月分以降については、臨時休園が延長される場合ほか内容に変更等がありましたら、改めてお知らせいたします。